

事務連絡
令和5年2月14日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課

マスク着用の考え方の見直し等（特に医療機関における取扱い）について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、マスク着用の考え方について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け事務連絡。以下「2月10日付け事務連絡」という。）（別添）のとおり、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとされました。

特に医療機関におけるマスク着用の取扱いについては、下記のとおりですので、その内容を御了知の上、貴管内の医療機関等へ周知のほど、よろしくお願いいたします。

記

○ 2月10日付け事務連絡の2において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨することとされていること。

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時（当面の取扱い）
※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- 2月10日付け事務連絡の4において、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中（※）のマスクの着用を推奨することとされていること。引き続き、マスクの着用をはじめ、院内感染対策の適切な実施にご尽力いただきたいこと。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関の管理者が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、患者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

以上